

## 建設工事における技術者等の取扱いについて

建設業法施行令の一部を改正する政令により、監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額、現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額等が引き上げられ、平成28年6月1日から施行されます。

これに伴い、うるま市が発注する建設工事に配置する技術者等の取扱いについて、下記のとおりとします。

この通知は、平成28年6月1日より適用します。

### 記

#### (現場代理人の配置)

うるま市建設工事請負契約約款第10条第2項にて、常駐が規定されていますが、第3項にて、例外的に常駐を要しないことすることができる「特例を認める要件」をすべて満たす場合は、兼任も可能とします。

ただし次のいずれかに該当する場合は、「特例を認める要件」にかかわらず現場に常駐配置とします。

- (1) 公告又は特記仕様書等で常駐配置を求めている場合
- (2) 主任技術者（監理技術者）及び専門技術者を兼ねている場合

#### (主任技術者の配置)

原則として建設業法の規定によることとし、1件の請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の工事の場合に専任配置とし、請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満の工事の場合は、「特例を認める要件」をすべて満たす場合、兼任も可能とします。

ただし次に該当する場合は、請負金額にかかわらず現場に専任配置とします。

- (1) 公告又は特記仕様書等で主任技術者の専任配置を求めている場合

#### (監理技術者の配置)

特定建設業者で下請代金の総額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上となる場合には、「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習修了証」が必要です。「監理技術者講習修了証」がない場合、監理技術者として公共工事に配置することができません。

#### (特定建設工事共同企業体)

特定建設工事共同企業体による共同施工方式で施工する場合は、各構成員が技術者を専任で配置しなければならないものとします。

(営業所における専任の技術者が兼任可能な建設工事)

建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号又は第15条第2号においては、建設業の許可の要件として、建設業者は営業所ごとに専任の技術者(以下「営業所の専任技術者」という。)を置かなければならないこととされており、この営業所の専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、原則として工事現場に配置する主任技術者及び監理技術者にはなれませんが、「特例を認める要件」をすべて満たす場合は、営業所の専任技術者を現場に配置することができます。

#### 特例を認める要件

- (1) 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (2) 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制であること。  
※「近接」とは、当該営業所と工事現場が同一市内の場合とします。(うるま市発注工事においては、当該営業所がうるま市内に所在し、かつ工事現場がうるま市内の場合となります。)
- (3) 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 当該工事現場に配置する技術者は、専任を要しない主任技術者又は監理技術者(請負金額が3,500万円未満、建築一式工事については7,000万円未満)であること。